



子どもたちが豊かな環境のなかで教育を受けられるために

## 町内の教育機関などでベルマークを集めています

町内の教育機関などでは、教育環境の改善に役立てるため、ベルマークを収集しています。

これまでに集めたベルマークで、一輪車や掃除機、CDラジカセなどの教材や備品・図書を購入しました。

以下の教育機関などでベルマークを収集していますので、ご協力をお願いします。

### 【収集場所】

▼まなびの郷 ▼うどの幼稚園

▼相野谷中学校 ▼相野谷小学校

※回収方法などは、各収集場所にてご確認ください。



ベルマークで交換した掃除機

### ◆ベルマーク運動とは

ベルマーク運動はすべての子どもに等しく、豊かな環境のなかで教育を受けさせたいという願いから、1960年に始まりました。

協賛会社の対象商品についているベルマーク1点を1円で換算して、教材や備品と交換できます。

さらに、交換したものの代金の10%がベルマーク財団に援助金として寄付され、その援助金で災害被災学校や養護学校などの援助をしています。

ベルマーク運動には、「自分たちの教育環境づくり」と「教育援助」という2つの機能があります。

▶詳しくは、町教育委員会（☎33-0341）までお問い合わせください。

あなたの抱える問題を、弁護士が解決するお手伝いをします

## 毎月第1・3木曜日、「無料法律相談」を開催!!

熊野ひまわり基金法律事務所および弁護士法人片山総合法律事務所は、紀宝町役場で、予約制による「無料法律相談」を開催しています。

悩みがあるけれど、どうすればよいかかわからずお困りの方。弁護士があなたの抱える問題を解決するお手伝いをします。

相談内容の秘密は、弁護士の守秘義務により守られます。また、相談した結果、弁護士に事件を依頼する場合には弁護士費用が発生しますが、事前に説明させていただきます。

◆相談日 毎月第1・3木曜日（※祝日の場合は中止）

◆相談時間 午後1時30分から3時30分までの間で、1人30分以内

◆会場 紀宝町役場本庁舎 1階相談室

◆対象者 紀宝町にお住まいの方

◆弁護士 第1木曜日：弁護士法人片山総合法律事務所 小林大輝弁護士

第3木曜日：熊野ひまわり基金法律事務所 森将弁護士

### ◆予約方法

相談日の1週間前までに、電話等にて総務課へご予約ください。その際に、住所・氏名・連絡先の電話番号と、簡潔な相談内容をお伝えください。

### 【ご注意】

相談内容が紛争の場合、紛争の相手方が、すでに熊野ひまわり基金法律事務所または弁護士法人片山総合法律事務所において相談を行っている場合は、弁護士法上、同じ弁護士（法律事務所）が双方の相談を受けることはできません。そのため、相談日までに電話にて相手方のお名前を確認させていただきますが、差し支えなければ、予約時に相手方のお名前をお伝えください。

どうしても、相手方のお名前をお話しにくいといった場合は、相談日に会場において、弁護士から確認させていただきますが、相手方との関係により、相談を受けられない場合があります。

▶詳しくは、役場総務課（☎33-0333）までお問い合わせください。

窓口は4月以降も引き続き役場窓口で行います

## 4月から国民健康保険制度のしくみが変わります

国民健康保険（国保）は、病気やケガをした場合に安心して医療を受けることができるよう、加入者のみなさんが保険税を出しあい、医療費の負担を支えあう、助け合いの制度です。

現在、国保の運営は市町村がそれぞれで運営しています。しかし、加入者の年齢構成が高く、低所得者が多いといった構造から、保険税の負担が大きくなってしまふ財政運営上の課題を抱えています。

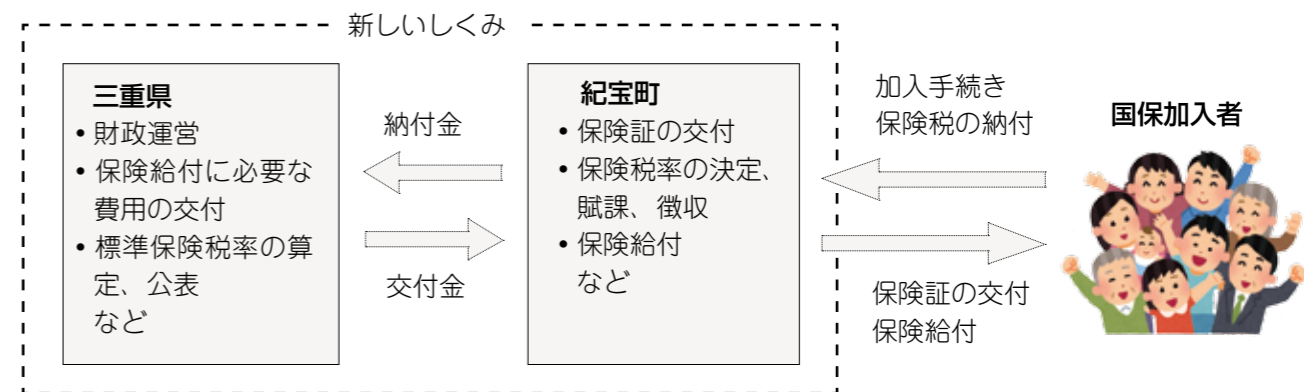
これらの課題を解決し、国保制度を将来にわたって守り続けるため、平成30年4月から、県と

町が協力して国保制度を担うことになりました。

今後は、財政運営などの役割を県が担い、町はこれまでどおり加入者の資格管理や保険税の賦課、徴収などを行っていきます。

この制度改正によって一部の様式やしぐみに変更がありますが、平成30年度の保険税の算定方法や窓口での手続きなどに変更はありません。

▶詳しくは、役場福祉課（☎33-0339）までお問い合わせください。



平成30年4月からの国保のしくみ

Q 国保のしくみが変わるようになるの？

Q 医療の受け方は変わりますか？  
A 医療機関への受診方法や負担割合は変わりません。これまでどおり、保険証を持って受診してください。

Q 保険証はそのまま使えるの？  
A いまお持ちの保険証はそのまま使えます。なお、10月から新しくなる保険証については一部様式が変更となる予定です。

Q 手続きはどうなるの？  
A 各種申請や届け出などの手続きは、これまでどおり役場福祉課で行います。

Q そのほか変わることはありますか？  
A 広域化により、県内のほかの市町に転居した場合でも資格は継続されます。これにより、高額療養費の上限支払い回数のカウントが通算され、経済的な負担が軽減されます。

Q 保険税はこれくらいになるの？  
A 平成30年度の保険税については、算定方法や納期、支払方法などは変更ありません。税率は、県が算定する標準保険税率を基に税率を決定します。広域化されても、医療費の増加が県への納付金の増加につながり、最終的には税率に反映することになりますので、病気の早期発見、早期治療にご協力をお願いします。